

事業所ごみの処理方法

集積所には出せません

飲食店や店舗、事業所などの一般・産業廃棄物は、一般家庭用の集積所には出せません。次の通り処理してください。

一般廃棄物

- 自己搬入：10キログラム当たり220円かかります
- ・可燃ごみ：成田富里いずみ清掃工場(☎36・1689)
- ・資源物：リサイクルプラザ(☎36・1000)

○業者委託：成田市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼する(成田空港内の事業所のごみは、空港内のごみ収集運搬業許可業者へ)

産業廃棄物

適正な基準に基づいて自ら処理するか、県の許可を受けた産業廃棄物処理業者に依頼してください。

詳細は千葉県産業資源循環協会(☎0433・2339・9920)へ問い合わせてください。

古紙類の資源化にご協力を

資源化できる古紙類が可燃ごみとして多く搬入され、清掃工場の処理量が増加する大きな原因となっています。

古紙類は、民間の古紙回収事業所に引き取りを依頼してください。
※くわしくはワリーン推進課(☎20・1530)へ。

有害鳥獣の捕獲

市街地を除く全域で実施

市では、農作物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲を行っています。安全に努めて実施しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

鳥類

実施日

○成田地区：5月17日(日)・24日(日)
・31日(日)、6月7日(日)

○下総・大栄地区：5月下旬～7月上旬の日曜日のうち4日間

実施時間：午前6時～正午

実施方法：銃器による捕獲

獣類

実施期間：3月31日まで

実施方法：箱わな・くくりわなによる捕獲

※天候などにより日程を変更する場合があります。くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

人・農地プラン

地域農業の将来を考える

国では、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、人と農地の問題を解決するために「人・農地プラン」の作成を推進しています。

プランは、今後の地域農業の中心となる経営体や将来の農地利用の在り方などを地域の人たちで話し合い、市が取りまとめて作成します。

作成すると、新規就農者への資金や、農地の利用集積を促進した地域への協力金などの交付を受け

られます。

市では、プランの作成手順などを分かりやすく説明します。説明を希望する地区は、農政課(☎20・1542)へ連絡してください。

※くわしくは同課へ。

都市計画

関係図書を縦覧

都市計画が変更されたことに伴い、関係図書を次の通り縦覧できます。

縦覧場所：都市計画課(市役所5階)、県都市計画課(県庁中庁舎7階)

内容：成田・下総・大栄各都市計画区域の航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更(県決定)

※くわしくは都市計画課(☎20・1560)へ。

愛犬・愛猫手帳

共に暮らしていくために

犬や猫を飼うときは、その命を

預かり、共に地域社会の中で暮らすという意識が大切です。

市では、家族の一員である犬や猫と一緒に暮らしていくための情報をまとめた「愛犬・愛猫手帳」を無料で配布しています。

犬や猫を飼っている人、飼おうと考えている人は活用してください。

配布場所：環境衛生課(市役所2階)、下総・大栄支所、各公民館、市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page312300.html>)
※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。



活用してください

騒音対策事業を拡大

騒防法・騒特法の新たな告示に伴い、空港会社などの防音工事が受けられる「騒防法第一種区域」、移転補償の対象となる「騒特法防止特別地区」、一定の建築規制がかかる「騒特法防止地区」が、4月から拡大されました。

騒防法第一種区域内については、市で受け付けている空港会社の防音工事要件が変更となったため、4月1日時点で所在する住宅が対象となります。

なお、今後の横風用滑走路の整備が予定されないことから、横風用滑走路に係る騒防法第一種区域は令和3年4月1日に解除されます。対象地域(本城、南三里塚、川上、多良貝、一畝田の一部に

おける防音工事は、令和2年度末まで受け付けます。

内窓設置の対象地域が拡大

市では、寝室への内窓設置工事助成の申請を受け付けています。

4月から、B滑走路の騒特法防止地区や、A・B滑走路の騒特法防止地区に挟まれた地域が助成の対象となりました。また、A滑走路側の対象が一部拡大しました。

対象家屋の所有者で工事を希望する人は、印鑑と本人確認ができる物を持って空港対策課(市役所3階)で手続きしてください。

※くわしくは同課(☎20・1521)へ。

プラスチック製容器包装

プラマークを目印に

プラスチック製容器包装とは、



中身の商品を使い切ると不要になるプラスチック製の容器や包装の事です。対象となる物にはプラマークが付いています。

市では、プラスチック製容器包装(白色の指定袋)を資源物として回収し、リサイクルしています。次のことに注意して分別してください。

○プラマークが付いていることを



市長日誌

3月16日(月)～31日(火)

17日	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(23・25日) 農業センター理事会
19日	総務常任委員会 3月定例会議会閉会
21日	成田空港騒音対策地域連絡協議会常任理事・監事会議
24日	成田ブランド推進会議 オリンピック・パラリンピック実行委員会設立総会、オリンピック・パラリンピック実行委員会 POPラン大会実行委員会 スポーツフェスティバル実行委員会
27日	成田空港に関する四者協議会
28日	千葉テレビ「熱血BO-SO TV」出演
31日	職員退任式



退任式であいさつ(31日)

確認する

- 中身は使い切るか、取り除く
 - 汚れや臭いが取れないか確認する
 - 汚れや臭いが取れない物は可燃ごみとして出す
- ※くわしくはフリーン推進課(☎20・1530)へ。

共同墓地

整備工事に補助金

市では、既存の共同墓地の整備工事に補助金を交付しています。必ず着工前に環境衛生課(☎20・1531)へ相談してください。

対象墓地Ⅱ区・自治会・管理組合・5つ以上の世帯で管理する墓地

対象工事Ⅱ墓地内通路・排水設備・塀・擁壁の工事など(20万円未満の工事は除く)

補助額Ⅱ工事費の2分の1以内(上限150万円。騒音地域は限度額が異なります)

※くわしくは環境衛生課へ。

全国瞬時警報システム

防災行政無線でテスト

全国瞬時警報システム(Jアラート)

トとは、自然災害に関わる特別警報など、国から送られてくる緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。市では、この緊急情報を市民の皆さんへ確実に伝えるため、防災行政無線を使った試験放送を行っています。

放送を聞き逃したときは、防災行政無線テレホンサービス(☎0120・38・3898)で確認することができます。

日時Ⅱ5月20日(水)午前11時

放送内容Ⅱ「これはJアラートのテストです(3回繰り返し)、こちらは防災なりました」、防災行政チャイム

※当日の災害発生状況や気象状況により中止になる場合があります。※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

今月の納期限

4月30日(木)

固定資産税(第1期)

※くわしくは納税課(☎20-1519)へ。

家屋の取り壊しなど

資産税課へ届け出を

固定資産税は毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に、都市計画税は市街化区域内の土地・家屋の所有者に課税されます。

登記されていない家屋の所有者変更や取り壊しがあった場合は、資産税課(市役所2階)へ届け出てください。届け出がない場合、翌年度以降も課税されることがありますので注意してください。

なお、登記されている土地・家屋の所有者変更などは、法務局へ届け出てください。

※くわしくは資産税課(☎20・1514)へ。

オオキンケイギク

駆除にご協力を

オオキンケイギクは、5〜7月ごろに直径5〜7センチメートルの鮮やかな黄色の花をつける植物です。

生命力・繁殖力がとても強く、一度定着すると在来の野草の生育



見つけたら適切に処分を

場所を奪い、生態系に重大な影響を及ぼします。

自宅の庭などに生えていたら、根から引き抜き、枯れるまで乾燥させてから可燃ごみ(青色の指定袋)として処分してください。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)または市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/environment/page-111800.html>)へ。

定期監査

令和元年度の結果を公表

令和元年度に実施した定期監査の結果を地方自治法第199条第9項に基づきお知らせします。

成田市監査委員 三浦 弘

同 佐々木 宏之
同 油田 清

対象部局Ⅱ企画政策部、総務部、財政部、空港部、シティプロモーション部、市民生活部、環境部、福祉部、健康こども部、経済部、土木部、都市部、会計室、水道部、議事事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、教育部、消防本部

実施期間Ⅱ令和元年10月21日〜令和2年1月24日

方法などⅡ令和元年9月末現在(土木部、都市部は12月末現在)の財務に関する事務の執行状況が、事務事業の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。監査に当たっては、提出された監査資料や提示された関係書類などを調査し、関係職員から説明を聴取した

結果Ⅱ「各部局の財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。なお、各課等が所管する団体への補助金の交付にあたっては、団体における適正な会計処理についての

指導を徹底することにより、不適切な処理が生じることのないよう厳正な対応に努められた。」

※くわしくは監査委員事務局(☎20・1572)へ。

国の教育ローン

在学中の利子を半額補給

市では、国の教育ローンの融資を受けて、高校・大学などに入学する人や在学している人、その親族に、在学期間の利子の半額を補給します。

対象Ⅱ金融機関から国の教育ローンの融資を受け、次の2つの条件を満たす人
○市に1年以上住民記録がある
○市税を完納している

利子補給期間Ⅱ交付決定された月からの在学期間(最長7年間。留年した年数は除く)

申請に必要な物Ⅱ返済予定表、住民票(世帯全員の続柄が記載された物)、令和元年度分の市税納税証明書、印鑑、入学または在学を証明できる物

※くわしくは教育総務課(☎20・1580)へ。

災害時の情報収集はこちら

- 防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)
- 市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/index0329.html>)
- 防災情報ツイッター(https://twitter.com/bousai_narita)
- なりたメール配信サービス(事前登録が必要)

右の二次元バーコードを読み取るか、登録用アドレス(info-n@sg-m.jp)に空メールを送信して登録する

※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス